

## 給水装置工事申込時必要添付資料一覧

	新 設		改 造		撤 去	様式 番号
	工事 あり	工事 なし	工事あり (増径・減径・移設)	工事なし (増設)		
※工事⇒公道下工事（私道等含）						
添付書類 間取り図及び配管図	○	○	○	○		
確約書(工事中・仮設用1栓)	○注1	○注1	○注1	○注1		1-2
土地登記事項証明及び公図（給水装置工事 申込日から3ヶ月以内のもの）	○注2	○注2	○注2	○注2 注2-2	○注2	
同意書	○注3	○注3	○注3	○注3	○注3	1-3
建築確認書(写し) 第五面まで（新築の場 合）1栓のみ申込の場合は不要	○	○	○	○		
承諾書（飲料水供給施設）	○	○	○(増径・減径)		○	
確約書(事業用建物、アパートで直圧給 水に要)	○	○	○	○		1-5
誓約書(事業用で逆流防止弁等付に要)	○	○	○	○		1-12
水道管里道埋設承諾書 (里道の場合要)	○		○		※同意確認要	1-6
水道管私有地埋設承諾書 (私道、私有地の場合要)	○		○		※同意確認要	1-7
承諾書（Φ13は6栓以上、Φ20は1 1栓以上で要）	○注4	○注4	○注4	○注4		1-8
宅内給水設備調査報告書・水圧検査写 真・水圧検査記録用紙（畑野町で既設宅 内管に上水を接続する際に要）	○注5	○注5	○注5	○注5		1-9
水理計算書 (3階以上の建物の場合に要)	○	○	○	○		
道路占用申請依頼書	○注6		○注6		○注6	1-10
公道下掘削工事における事前調査内容に ついて	○		○		○	1-11
その他（建物用途に応じて）：計画使用 水量表、受水槽容量決定資料、引込口径 選定資料等	○	○	○	○		

注1 亀岡市水道事業給水条例第5条第1項を担保するもの。

改造申込を行うことの確約。亀岡市水道事業給水条例第5条第2項にかかる。

注2 申込者がその土地に給水装置工事申込を行う権限を有するかどうか、また面積加入金等の算定のために確認。

注2-2 現給水契約者と給水申込者が同一人であって、給水対象敷地に変更がない場合は、申込者による土地の所有者・形状に変更がない旨の確約書の提出に替えてもよい。

注3 給水装置工事申込者と土地所有者（土地謄本記載者）が異なる場合に必要。

注4 水道便覧（亀岡市公営企業部・S62.11版Ⅱ-9ページ）記載

注5 既設宅内配管を上水道接続時に、水圧的に問題がないか、給水装置の構造や材質に問題ないかの確認。水道法第16条、水道法施行令第5条、水道法第25条の4の3に基づく。

注6 国道、府道、市道の場合、位置図、平面図、横断図、保安施設図、写真等は5部が必要。

里道の場合、必要に応じて公図、国有土地境界確定図等が必要。

※ 貯水槽設置については、別途協議のうえ申請が必要。